

別紙2

労審発第466号  
平成19年7月20日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫

平成19年7月20日付け厚生労働省発職第0720001号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成19年7月20日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成19年7月20日付け厚生労働省発職第0720001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

#### 記

標記については、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、雇用保険の基本手当の受給資格要件と特定受給資格者となる要件の整理については、施行状況を見つつ、今後の課題とすべきであるとの意見があった。